

国際法務部門担当者のための

(11月開催)

米国カリフォルニア・ビジネス法実務基礎セミナー

〔第14回〕アメリカ知的財産権の基礎～著作権(Copyright)と商標(Trademark)

主催 一般社団法人 国際商事法研究所

講座開設の趣旨

本講義は、カリフォルニア州の弁護士としての24年にわたる実務経験に基づいて、日本企業がアメリカに進出してビジネスをしていく中で直面するさまざまな法律問題を解説するものである。その第14回として取り上げるのは、知的財産権の中の著作権(Copyright)と商標(Trademark)である。知的財産権の保護についてアメリカは最先進国であり、その保護政策はアメリカ経済政策の根幹と言ってもよい。著作権については近年隆盛を極めていくFacebook、Twitter、YouTubeなどのソーシャルメディア・SNSビジネスを通して侵害される可能性が常に存在し、そのビジネスの根底を支える役割を果たしていると言えるDigital Millennium Copyright Actをめぐる判例や、AIと著作権の関係、オープンソースコードライセンスなど理解しておくべきことが多い。他方、商標の分野においては新たな争点や大きな裁判など派手な展開は見当たらないが、アメリカにおける商標の申請数は年々増えており、アメリカでビジネスを行う場合に商標を確保することが常識となっていることが伺われ、アメリカでビジネスを行うにあたって商標制度を理解しておくことが地味ではあるが不可欠であることを再認識すべき状況である。これらの観点から著作権と商標の基本を説明するとともに、最新の判例などの解説も行う。

国際法務部門の担当者のために開設する本講座を各社の法務研修機関としてご活用願いたく、ご案内申し上げます。ご案内申し上げます。

開催の要領

- 講 師 下田範幸 日本国及び米カリフォルニア州弁護士
Squire Patton Boggs(US) LLP パートナー
(在サンフランシスコ)
- 日 時 2019年11月11日(月) 午後1時～午後5時
(入室は12時45分からとなります)
- 会 場 東京証券会館9階会議室
東京都中央区日本橋茅場町1-5-8
(地下鉄)東西線/日比谷線: 茅場町駅中央西改札口出口8番の上
電話 03(3667)9210
- 受講料 会員 27,500円 (非会員 33,000円) 消費税込

- 申込方法 受講申込書にご記入の上、ホームページ、Fax、または郵送によりお申込下さい。
- 申 込 先 東京都中央区八丁堀3-25-10(JR八丁堀ビル3階)
一般社団法人 国際商事法研究所 〒104-0032
電話 03(3553)6838～9 Fax 03(3555)1545
E-mail: ibl@ibltokyo.jp http://www.ibltokyo.jp
- 取引銀行 三菱UFJ銀行新富町支店 当座(口座番号0133913)
※録音機器、パソコン等の持込みは、ご遠慮願います。
※受講料は開催日の前営業日までにお振込み下さい。尚、お支払が遅れる場合は事前にご連絡願います(お支払後の受講料の返金または他セミナーへの振替は認められません。代理出席は可)。

お取消の場合は開催日の前営業日までにご連絡ください。ご連絡の無い場合は準備の都合上、受講料は請求させていただきます。

主要講義項目

〈Part 1〉著作権(Copyright)

- ・著作権法の基礎知識(Basics of US Copyright Laws)
 - ・取得要件、保護の内容、保護期間、著作権マーク、国際保護
- ・著作権に関する諸問題(Several Copyright Issues)
 - ・誰が所有するか(Who owns a copyright?)
 - ・AIと著作権(AI and Copyright)
 - ・著作権侵害と救済(Copyright Infringement and Remedies)
 - ・正当使用抗弁(Fair Use Defense)
 - ・デジタルミレニアム著作権法(Digital Millennium Copyright Act)
 - ・オープンソースコードライセンス(Open Source Code License)

〈Part 2〉商標(Trademark)

- ・トレードマーク法の基礎知識(Basics of US Trademark Laws)
 - ・取得要件、保護の内容、保護期間、商標マーク、国際保護
- ・トレードマークに関する諸問題(Several Copyright Issues)
 - ・誰が所有するか(Who owns a trademark?)
 - ・侵害(Infringement)
 - ・トレードマークの選択(Selection of trademarks)
 - ・連邦登録の手續きと価値(Process and value of Federal Registration)
 - ・希釈化(Dilution)

講師のプロフィール

下田 範 幸 日本国及び米カリフォルニア州弁護士
Squire Patton Boggs(US) LLP パートナー
(在サンフランシスコ)

〔略歴等〕

1977年 早稲田大学政治経済学部入学
1986年 弁護士登録
1993年 Duke University School of Laws修士号取得(LL.M.)
1995年 カリフォルニア州弁護士登録
1999年 Graham & James のパートナー
2000年 Squire, Sanders & Dempsey LLP. のパートナー、その後事務所
の複数回の合併買収を経て、現在は世界21か国46事務所、
およそ1600人の弁護士を擁するSquire Patton Boggs(US)LLP
のパートナーとなり、現在に至る。
会社法(会社設立、支店設立、合併、解散等)、証券法(優先株取引、
ベンチャー・キャピタル・ファイナンス等)、商法(販売契約書、販売
代理店契約書のドラフト等)、労働法(就業規則、雇用契約書の作成、セ
クシャルハラスメント、解雇等をめぐる争いの解決等)、移民法(駐在員用
ビザ、グリーンカード取得)、知的財産権法(商標登録、特許、ライセンス
契約書のドラフト等)、等幅広い分野で日本人クライアントのためにアドバ
イス。また、日本とアメリカで多くのセミナーや講演の講師として活動。
「国際商事法務」誌にビジネス・パーソンのための米カリフォルニア法実
務講座を連載Vol. 28, No.9(2000)～Vol. 36, No.6(2008)。

-----キ-----リ-----ト-----リ-----線-----

受 講 申 込 書 一般社団法人 国際商事法研究所 御中		
〈第14回〉 「米国カリフォルニア・ビジネス法セミナー」を受講したく、下記のとおり申込みます。 2019年 月 日		
会 社 名	住 所	〒 T E L
部 課 名		
受 講 者 名		
受 講 料		

※申込書が到着次第、受講票と請求書をお送り申し上げます。 ※会員について、入会案内書をご希望の方はご請求下さい。
※ご記入いただいた個人情報、当所からの各種ご案内の目的以外には利用いたしません。